

大阪府青少年健全育成審議会規則

	昭和59年 4 月27日	大阪府規則	第 44号
一部改正	昭和60年 3 月27日	大阪府規則	第 11号
一部改正	昭和60年12月23日	大阪府規則	第 73号
一部改正	昭和62年10月28日	大阪府規則	第 60号
一部改正	昭和63年 3 月25日	大阪府規則	第 11号
一部改正	平成 4 年 1 月13日	大阪府規則	第 1 号
一部改正	平成 4 年 3 月13日	大阪府規則	第 8 号
一部改正	平成 4 年 3 月24日	大阪府規則	第 11号
一部改正	平成11年 3 月26日	大阪府規則	第 11号
一部改正	平成12年 5 月16日	大阪府規則	第 221号
一部改正	平成12年 6 月 9 日	大阪府規則	第 235号
一部改正	平成17年11月11日	大阪府規則	第 166号
一部改正	平成18年 3 月28日	大阪府規則	第 23号
一部改正	平成19年 3 月22日	大阪府規則	第 14号
一部改正	平成20年 7 月31日	大阪府規則	第 71号
一部改正	平成21年 2 月23日	大阪府規則	第 4 号
一部改正	平成21年 3 月30日	大阪府規則	第 10号
一部改正	平成21年 8 月10日	大阪府規則	第 69号
一部改正	平成22年12月28日	大阪府規則	第 71号
一部改正	平成23年 3 月22日	大阪府規則	第 8 号
一部改正	平成24年 3 月29日	大阪府規則	第 34号
一部改正	平成28年 3 月30日	大阪府規則	第 45号
一部改正	平成30年 6 月 8 日	大阪府規則	第 77号
一部改正	令和 4 年 3 月30日	大阪府規則	第 20号
一部改正	令和 8 年 3 月27日	大阪府規則	第 31号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）第6条の規定に基づき、大阪府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数を知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者 12人以内
- (2) 大阪府議会議員 4人以内
- (3) 関係業界の代表者 5人以内
- (4) 青少年関係団体の代表者 5人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

(1) 大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による指定、同条第2項第3号の規定による指定及びその取消し、同条第3項の規定による指定の取消し並びに条例第22条の規定による命令に関する事項 第1部会

(2) 条例第16条第1項の規定による指定に関する事項 第2部会

(3) 条例第29条第1項の規定による命令に関する事項 第3部会

(3) 条例第44条第1項に規定する子どもの性的虐待の記録に係る事項並びに第46条に規定する情報の周知の内容及び方法に関する事項 第4部会

2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会に属する委員等は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の会議について準用する。

8 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に審議の結果を報告しなければならない。

(報酬)

第7条 委員等の報酬の額は、日額18,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

(大阪府原子炉問題審議会等の委員等の費用弁償の額の特例に関する規則の一部改正)

- 2 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和54年大阪府規則第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則〔略〕

附 則（平成23年3月22日大阪府規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成23年4月1日から、第3条の規定は同年7月1日から施行する。

（委員の任期に関する特例）

- 2 第2条の規定の施行の日から平成24年6月11日までの間に改正後の大阪府青少年健全育成審議会規則第2条第2項の規定により任命される大阪府青少年健全育成審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成24年6月11日までとする。

附 則〔略〕

附 則（令和8年3月27日大阪府規則第31号）

（施行期日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。